

**【重要】認定看護管理者教育制度見直しに伴う現行の認定看護管理者教育課程終了と今後の方向性について**

日本看護協会は、看護管理者育成のために、教育・研修の体系化および研修体制の構築を進めています。これに伴い、認定看護管理者教育課程は新たな制度へと移行することになりました。

長崎県看護協会では、この制度変更に伴い、現行のセカンドレベルは2026年度をもって終了とし、ファーストレベルは2027年度をもって終了します。新たなプログラムは、2028年度より移行できるように準備と調整を行ってまいります。

1. 長崎県看護協会認定看護管理者教育課程改正に伴う予定

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
現行の認定看護管理者教育課程	第1回ファーストレベル	終了		
	第2回ファーストレベル 終了			
	セカンドレベル 終了			
看護管理研修(付加研修含む)			開始	
新たな認定看護管理者教育課程				開始

2. 長崎県看護協会の方向性

1) 2026年度

- (1) ファーストレベル第1回を実施
- ファーストレベル第2回を実施 ➡ 2026年度をもって終了
- (2) セカンドレベルを実施 ➡ 2026年度をもって終了

2) 2027年度

- (1) ファーストレベル第1回を実施 ➡ 2027年度をもって終了
- (2) 看護管理研修(付加研修含む)プログラム認定申請準備・申請

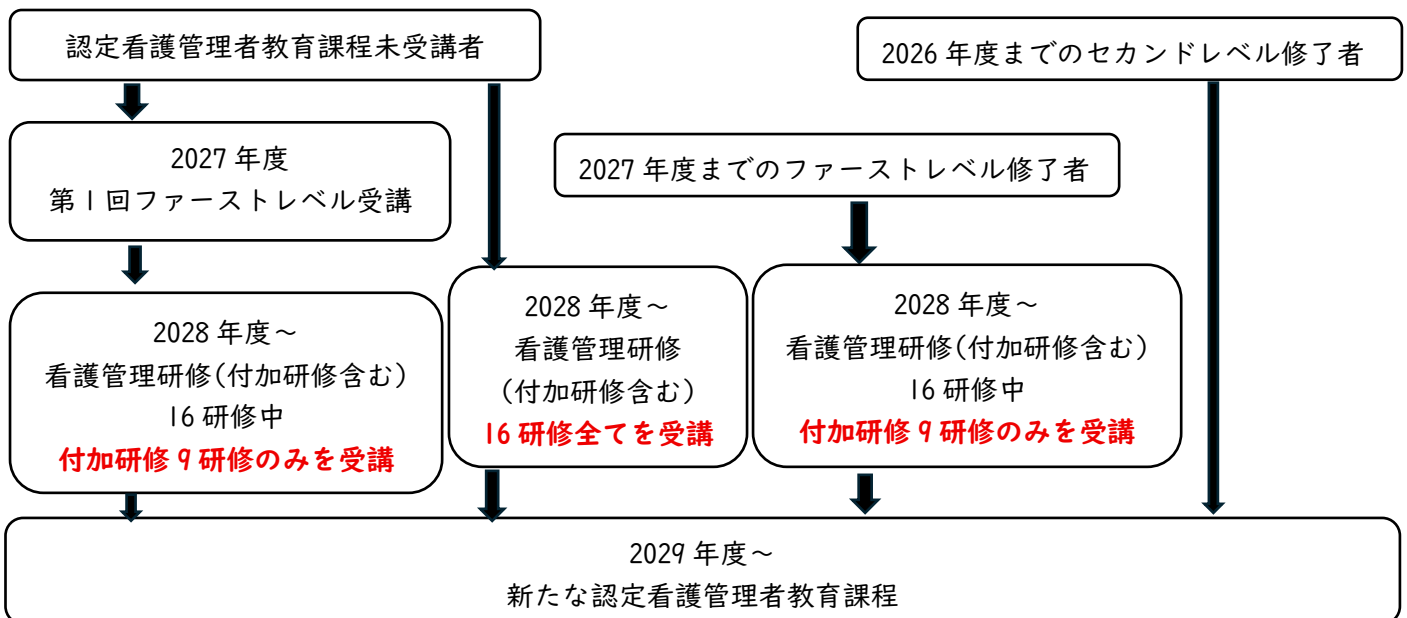
3) 2028年度

- (1) 看護管理研修(付加研修含む)開始
- 新たな認定看護管理者教育課程プログラム認定申請準備・申請

4) 2029年度

- (1) 新たな認定看護管理者教育課程開始

3. これから受講をお考えの方へ



4. 看護管理者育成のための看護管理研修（付加研修含む）と新たな認定看護管理者教育課程について  
（日本看護協会 認定部）

**看護管理研修(付加研修含む)・全 16 本の  
研修(総時間数 105 時間)**

<目的>組織的な視点で、看護管理に関する基礎的な知識を学ぶ研修とする。

- 受講対象者：下記①②の要件すべてを満たす者
  - ① 日本国の看護師免許を有する者
  - ② 看護管理に関心のある者、看護管理者になる予定の者、看護管理の職にある者
- 受講方法：希望する研修を研修番号ごとに受講し修了する。ただし、看護管理理論の事前受講が受講要件となる。「新たな認定看護管理者教育課程」を希望する者は、全ての看護管理研修（付加研修含む）を修了することを必須とする。
- 受講期間：原則として、設けない。

**新たな認定看護管理者教育課程  
(総時間数 204 時間)**

<目的>自施設のみならず地域のヘルスケアサービスに貢献するために、様々な施設と連携し、多様なニーズに対応できる認定看護管理者を目指す者の教育とする。

- 受講要件：下記①②③④の要件を満たす者
  - ① 日本国の看護師免許を有する者
  - ② 看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上の者
  - ③ 看護管理の職にある者※1
  - ④ 下記のいずれかに該当する者
    - イ. 所定の「看護管理研修」を修了している者
    - ロ. ファーストレベルを修了し、かつ、看護管理研修内の指定された研修（付加研修）を修了している者
    - ハ. セカンドレベルを修了している者
- ニ. 看護部長相当の職位にある者、もしくは副看護部長相当の職位※2に1年以上就いている者は、移行措置として2028～2030年度の3年間のみ適用
- 受講方法：各教科目の単元の受講方法や、教科目ごとの演習の方法は、受講のしやすさや教育効果を鑑み各教育期間の裁量とする。
- 受講期間：原則として、同一年度内とする。ただし、受講者の状況を鑑みて、必要に応じ各教育機関で定めるものとする。

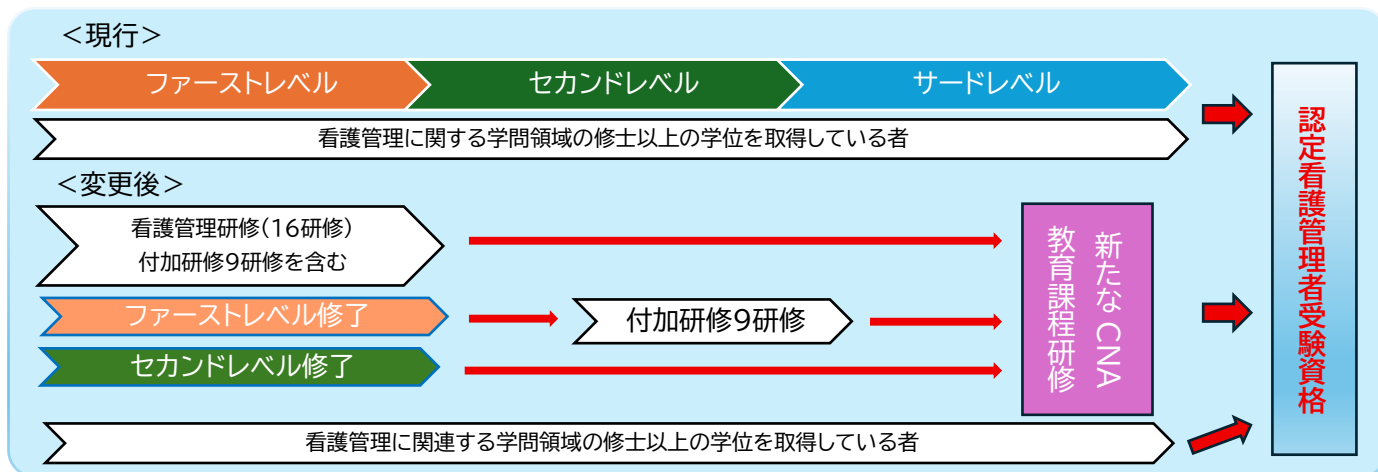
セカンドレベル  
30日以上：180時間

サードレベル  
30日以上：180時間

ファーストレベル  
14日以上：105時間

- ※1 「看護管理の職にある者」とは、師長相当以上の職位、または訪問看護ステーション及び施設等の看護管理者を指す。
- ※2 「副看護部長相当の職位」とは、保健医療福祉に関連した組織において、看護管理を行う立場を指す。

5. 認定看護管理者教育課程の変更内容のイメージ図



※新たな認定看護管理者教育課程を受講するための要件は次のいずれかです。

1. 「看護管理研修（付加研修を含む）」の全 16 研修の修了者
2. 「ファーストレベル」修了者で、「看護管理研修」で指定された「付加研修（9 研修）」の修了者
3. 「セカンドレベル」修了者